

2024 年 4 月 1 日

西佐野町内会 理事の仕事

1. 町内会費の集金

- ① 会費は1カ月“300円”、1年“3,600円”です。
- ② 理事が担当区域の会員宅を訪問して、集金します。
- ③ 集金の期間は、半年ごと、年一括払いの、何れでも構いません。
近々の調査では、年一括払いが約90%でした。理事および会員双方が、訪問回数の簡素化を計るため、年一括払いの集金方法へと推移しているものと思われます。
なお、規約上、一旦納入した会費の返金は出来ません。
(転居など特別な事情が事前に判明している場合には、その期間を相談して決めるようにします。)
- ④ 集金の際は、町内会様式の月ごとの領収書に捺印して、会費を受け取ります。
- ⑤ 集金の後、町内会様式の「町内会費集計表」に記入して、常任理事に集金したお金と集計表を渡します。

2. 広報の配布 (月1回)

- ① 神奈川県と横須賀市からの依頼で、「県のたより」と「広報よこすか」という広報誌を、各世帯に配ります。
- ② 各月末に翌月号の広報誌を、常任理事が町内会館から持ち帰り、各班の配布部数分を理事宅に届けます。
- ③ 翌月5日までに、配布します。(遅くとも10日までをお願いします)
- ④ 2021年3月号まで、町内会に未加入世帯にも配っていましたが、同年4月号から、未加入会員の把握が難しくなりつつあるので、理事の負担軽減のため、会員のみに配布しています。

3. 回覧版の手配 (月1回)

- ① 回覧は、基本的に月1回手配します。
* (緊急性のある回覧物がある時は、その都度回覧する。)
- ② 通常の手配物は次の様なものです。
 - ・ 西佐野町内会の活動・行事に係る情報
 - ・ 横須賀市役所、警察、消防などの公的機関からの情報
 - ・ 学区小中学校、ボランティア団体、社会福祉関係など公的機関・団体から情報
 - ・ 地域の慣習などのイベントに係る町内会長が許可した情報
 - ・ その他、町内会長が許可した情報
- ③ 回覧が滞る事が無いように、配慮します。
 - ・ 回覧を見た日付を記入する順番表などを付ける。
 - ・ 恒常的な遅延者に事情がある場合は、当該宅と相談して、回覧順序を変更するか、順番から外して回すなどの措置を講ずる。

4. 公園・緑道の清掃（月1回）

西佐野町内会区域の宇東川公園内・緑道の草取り等の清掃をクリーン活動の一環で行っています。近ごろは、町内会の役職者以外の皆様が、ボランティアとして参加しています。

- ① 原則 月の第2日曜日
4月～6月 朝9時から約1時間
7月～9月 朝8時から約1時間
10月～3月 朝9時から約1時間
- ② 集合場所は、宇東川公園です。

5. 町内会への入退会、名義変更等の手配

次に該当する方は指定の「入退会届」に記入・捺印して、常任理事に届けます。

（原則として、会員登録名は世帯主とします）

- ・西佐野町内会区域内に、新たに住所を有する人で、入会を希望される方（入会）
- ・他区域に転居され、居住されなくなった方（退会）、
- ・退会を希望される方（退会）
- ・会員名を変更される方（会員名変更）

6. 町内会行事への参加募集・寄付などの手配

- ① 町内会の行事は、基本的に、回覧版及び掲示板によって、町内会員に伝達されます。
- ② 町内会の活動運営の重要事項を決議する**総会**は、年度の初めの5月に開催されます。規約によると、総会は町内会員の過半数の出席（委任者も含む）で開会され、議決事項も過半数の同意を以って決議されます。理事は、委任による出席を希望する会員が、回覧資料の委任欄に記名・捺印した資料を回収し、常任理事に提出します。
*コロナウイルス感染拡大状況に鑑み、横須賀市からの指導により、2020年、2021年、2022年度2023年度は、書面表決総会となりました。
- ③ 「歩こう会」「新年会」の行事は、回覧にて参加希望者を募り、その回覧後に、参加希望者から申込書を常任理事に届けます。参加者は、会費を当日受付で支払います。
- ④ 2年に1回開催される「夏祭り」の寄付は、理事が各会員宅を訪問して、寄付金を集金します。なお、**夏祭りと盆踊りは、町内会員の寄付のみで実施されています。**
（目安として1戸1,500円以上の寄付をお願いしています。）
- ⑤ 「敬老祝い金贈呈」「新成人記念品贈呈」は、回覧に記入された該当者を確認し、申込書を常任理事に届けます。その後、町内会から渡された「祝い金」や「記念品」を申込者に配布します。

7. 弔慰金の支給手配

- ① 区域内で亡くなられた方がおられた場合、ご遺族による「弔慰金贈与申請」が提出された場合に限り、弔慰金贈与を行いますので、申請がありましたら、常任理事に提出してください。
なお、申請期限は、逝去されてから6ヶ月以内です。
※ 近頃は家族葬等、ご近所の皆様には知らせない方もおられるので、ご遺族のご意向を尊重してください。

- ② 弔慰金の支給条件として、6カ月以上会費納入の世帯で、会員本人には5千円、同居家族には3千円が支給されます。
- ③ 会員の逝去が判明したら、「退会届」・「会員名変更届」をご遺族に交付し、速やかに回収して提出してください。会員名簿の変更を行います。

8. ゴミ収集の備品などの取替管理

- ① 区域内ゴミ収集場所の掃除当番用の掃除用具に不具合があるときは、常任理事に連絡して、取替えを依頼してください。
- ② ごみ収集場所のカラスよけネットやボックスの不具合があったら、を常任理事へ連絡して下さい。

9. ゴミ収集場所・資源物回収場所の健全運営の推進

- ① ごみ収集場所・資源物回収場所の状況に留意して、ルール違反や不健全な状況が継続している場合は、常任理事に連絡・相談してください。
- ② ごみ収集場所の掃除当番の運営に、支障がないかどうか留意し、問題があれば、常任理事に連絡・相談してください。

10. 一人暮らし高齢者の見守り

民生委員からの高齢者に対する見守りの依頼です。

- * 広報誌、回覧版、集金等で、ひとり暮らし、高齢者のみの世帯に訪問する際、また、その道中で道沿いのお宅の洗濯物・雨戸・新聞/郵便受け等の異変に気づいた時は、民生委員または常任理事へ連絡して下さい。
- * 心配事や、異常を発見された際は、地域の民生委員に連絡してください。
地域の民生委員の電話番号は、常任理事に聞いて下さい。

11. 地域内の安心・安全への推進

区域内で、安心・安全を損ねる異常、不穏な状況および詐欺等の疑いがある場合は、直ちに警察・消防・横須賀市担当部署に通報して下さい。

**警察（110番、相談専用#9110番）、消防・救急（119番、救急安全センター#7119番）
横須賀警察署（046-822-0110）、横須賀市市民生活課（046-822-9807）**

12. 地域内の公共的不具合などの連絡

- ① 町内会管理の街頭消火器および設置状況に不具合がみられる時など、常任理事に連絡してください。
- ② 防犯灯は、横須賀市の管理ですが、不具合がある場合は、下記に連絡するか？常任理事に連絡してください。

※ 横須賀市民生局地域支援部市民生活課（電話番号：046-822-9707）

- ③ その他公共物品に不具合が生じ、そのまま放置されている状態が続いている場合など、常任理事に連絡してください。

※ 西佐野町内会に関することは、「西佐野町内会ホームページ」をご覧ください。
スマホで、QRコードから入手してください。



西佐野町内会ホームページ
以上

2024年4月1日

西佐野町内会 行事一覧表

理事の仕事

No.	行 事	実施日	場 所	回覧月	理事の仕事
1	総 会	5月初旬	町内会館	4月初旬	出欠・委任状の回収・ 可能ならば出席
2	公園・緑道の清掃	毎月 第2日曜日	宇東川公園 に集合		清掃活動に参加
3	歩こう会	・5月 ・11月		3月末日 9月末日	参加希望者連絡と 参加費 集金
4	見守りパトロール	毎月1回～ 2回/人	町内会区域 通学路		都合のつく方の参加
5	防災訓練	・6月初旬 ・11月中旬	町内会 宇東川公園	5月中旬 9月末日	参 加（是非）
6	夏 祭 り 盆 踊 り	・隔年8月中旬 ・毎年8月中旬	宇東川公園	6月末日	夏祭りの寄付金集金
7	敬老のお祝い	9月初旬		7月末日	高齢者調査連絡と お祝い金の配付
8	八幡神社のお札 希望者募集	12月初旬		10月末日	お札希望者の連絡と お札料の集金
9	新成人に 記念品贈呈	12月中旬		10月末日	新成人調査の連絡と 記念品の配付
10	町内会の新年会	1月中旬	町内会館	11月末日	参加希望者連絡